

平成21年第5回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成21年5月21日 開会

平成21年5月21日 閉会

東吾妻町議会

平成21年東吾妻町議会第5回臨時会会議録目次

第1号（5月21日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○第4回臨時会発委第1号再議の件	5
○第4回臨時会発委第2号再議の件	17
○第4回臨時会発委第3号再議の件	46
○議案第1号～議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	47
○閉会の宣告	51

平成21年東吾妻町議会第5回臨時会

議事日程(第1号)

平成21年5月21日(木) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 第4回臨時会発委第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する
条例の再議の件について
- 第 4 第4回臨時会発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の再議の件について
- 第 5 第4回臨時会発委第3号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の
再議の件について
- 第 6 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 第 7 議案第2号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
10番	中井一寿君	11番	上田智君
12番	橋爪英夫君	14番	佐藤利一君
15番	加部浩君	16番	菅谷光重君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員（2名）

9番 大 岡 広 海 君

13番 前 村 清 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 伸 一 君	副 町 長	関 口 博 義 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	渡 辺 三 司 君
企 画 課 長	蜂 須 賀 正 君	保 健 福 祉 課 長	高 橋 啓 一 君
町 民 課 長	猪 野 悦 雄 君	税 務 会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武 藤 賢 一 君
産 業 課 長	角 田 輝 明 君	建 設 課 長	市 川 忠 君
上 下 水 道 課 長	加 辺 光 一 君	事 業 課 長	富 沢 美 昭 君
教 育 課 長	加 部 保 一 君		

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 正 己
議 会 事 務 局 任 主	角 田 光 代

議 会 事 務 局 長 議 係	田 中 康 夫
--------------------	---------

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

新緑が目に入るすがすがしい季節となりました。ここに平成21年第5回臨時会が招集されましたところ、急な招集にもかかわらず、公私ともにご多忙の折ご参集を賜り、開会できますことに対し厚くお礼申し上げます。

本日の平成21年第5回臨時会は、付議事件として東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の再議の件について外5件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、前村清議員からは、病気入院中につき、家族から欠席の申し出がありますので、申し添えます。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げます。傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 皆様おはようございます。

平成21年第5回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

5月も半ばを過ぎ、田植えも最盛期を迎えております。また、新型インフルエンザにつきましては250名を越す国内感染者が確認されるなど、管内の中学校の修学旅行が心配をされております。

さて、本日、臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、感謝を申し上げます。

今回お願いいたします案件は、人事院勧告の特例措置を準用し実施する議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例外2件と、去る14日に開会されました第4回臨時会におきまして総務常任委員会発委により提出された東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例外2件を再議に付すものでございます。

慎重審議をお願い申し上げて開会のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成21年第5回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、4番、青柳はるみ議員、5番、須崎幸一議員、6番、浦野政衛議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎第4回臨時会発委第1号再議の件

○議長（一場明夫君） 日程第3、第4回臨時会発委第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の再議の件についてを議題とします。

5月14日に議決した第4回臨時会発委第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例は、町長から地方自治法第176条第1項の規定によって再議に付されました。

町長から再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の再議の件につきましてご説明を申し上げます。

町長、副町長につきましては、平成20年12月11日開会の第4回定例会において、昨今の経済情勢を踏まえ、町長20%、副町長10%の給与削減を実施し、特別職の人件費削減に努めてまいりました。

今回の特別職期末手当削減は、全国的な制度から外れてしまう一方的な削減でございまして、国・県及びほかの自治体との均衡を失するものであり、再議を求めるものであります。

慎重なご審議をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 14日に臨時議会が開催されたわけですが、この議案については圧倒的多数をもって可決された経緯があります。事実上3分の2以上ははるかに超えていたわけで

すけれども、このことについて再議するということは議決権の侵害に当たるとは思いますが、どのように考えますか、答えをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この辺のところを考えるのに当たって非常に難しいところではございました。ただ、全国的な制度ということで、そこから外れるということは比較対照ができないと。ほかの町との比較対照ができないということで、この後の職員の給与の件につきましても同じように再議をさせていただいております。

よって、そういった理由から再議をお願いしているものでございます。

そして、なおかつこれが議決権の侵害に当たるかどうか、それについては、地方自治法176条における再議のやり方がありますので、侵害には当たらないと考えております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 実際には、人数で言いますとあれですけれども、たしか1人の議員だけだったと思うんですよ、立たなかった議員が。そういった部分から見ると、この再議でも3分の2以上の賛成を得ないと可決されないという部分からも、当然、前回でもう決着はついているという判断がつくと思うんですけれども、そうではないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 再議をお願いいたしておりますので、あのときとはまたいろいろな状況の変化もあったかもしれません。それは私のほうではわかりませんが、いずれにいたしましてもそういったいろいろな状況を踏まえた中で再議をお願いしているものでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） わかりました。そういうことでしたら。

では、続いて、議員としては日ごろ町民の皆さんの意見を聞きながら常に議会に臨み、肌で感じながら決断をしているわけですけれども、町長、この再議に付すということについて、町民の皆さんのどのような方から意見をいただき、何人ぐらいの方からご意見をいただきましたか、参考までをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この件につきましては特段の相談はしておりません。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 我々も町民から選ばれ、町長も当然町民の皆さんから選ばれて町長になったわけですけれども、町民の意見を聞く場を持たなかったというのはどういう——議会

で決めた部分についてもう一度ということで、やはり町民の意見を聞くべきではなかったかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどから申しておりますように、これは全国的な制度のもとにこの町の中の報酬という、人件費というようなものを考えるかどうかという本質的なところから再議理由が成り立っております。人件費の高い、安いといったようなもの、それとはちょっと違った論理でございます。人件費の削減は、本給という形でほかの自治体と比べられるものがよろしいと、そう考えております。この役職加算だけを外すということになりますと、ほかの自治体との比較はできません。よって、再議を求めたものでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） どうもちょっとよく理解できないんですけれども、次の質問をさせていただきます。

理由の中に、昨年の第4回の定例議会において削減議決されたということでここに記されているんですけれども、あのときはたしか100条の部分も含まれているということで説明をされていたと思います。その後、100条についての責任ということで懲罰委員会もできたわけですけれども、その後全く報告はない中でありますし、その部分も含めると、今回の総務委員会からの発議については正当性も十分考えられると思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そういったところでの論点ではなく、全国的な制度というものから外れるということを考え、それは違うのではないかと。ほかの自治体と比べられるようにするのが一番いいという、そういった考えからやっておりますので、その辺は考えておりません。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） そう言いますと、たしか一昨年でしたか、議員も加算分については議員発議によりましてすべてカットしていると思います。そのときに再議されなかったのはどういう——当然今回、再議されるのでしたら、そのときも再議されてもよかったのではないかと思いますけれども、どのような考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そうですね、それについては私もそのように思います。ただ、あれはそのときの議会の発議でございまして、それを尊重したということです。

ただ今回、そしてその後も議会の方々からそれをやる考えはないかということ聞かれておりましたけれども、それについては、先ほどから申し上げている理由により、やらないということでお答えしていたわけです。

今回は、また特に職員等も全く同じ状況になりますので、それと同じ考えで、要するに職員について言えばラスパイレスを語れなくなってしまうといったようなこともありますので、やはりこの役職加算そのものは全国的な制度の中でその制度に準拠していくべきと考えております。

よって、私の基本的な考えは、議会議員の役職加算ももとに戻すべきと、そのようには考えております。ただ、そここのところで私どもがそのような提案を議会に上程するということは難しいのではないかと考えておりますけれども、皆様方がよろしければそのようにしていただく、それが一番よろしいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 冒頭より制度上の問題で再議にかけた。議員のときにはかけなかった。どうもつじつまが合わないような気がするんですけども、いま一度お願いいたします。

前回は議員からの発議でありまして、それを再議にかけなかったわけです。今回も委員会発議、議員の発議だったわけですけども、それはかけるというのはどうしてもつじつまが合わないという思いがあるんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどもお答えしましたが、その辺のところをつかれると確かにそのとおりだと思いますよね。でも、先ほど議員が一番最初、冒頭で、再議は議会の議決権を侵害しているのではないかというようにおっしゃいました。その当時、そのように自主的な削減という形で皆様方がやられたその議決を侵害するわけにはいかないと思ったというのは事実です。

そして、きょうこちらでは、日程の第3、4、5と、これがすべてその制度に準拠するかしないかということにかかわるわけです。ですので、この1つの議案だけを外すということは、その一貫性が私どもになくなってしまうということです。ですので、すべてに対して再議をお願いいたしました。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） わかりました。

この20%加算ということは人事院制度に準拠しているということでしたけれども、実際、

恥ずかしい話、一昨年議員提案で出されたときも20%加算というのを知らない部分が、恥ずかしながら自分でもそういう部分がありました。そういう部分からしますと、本当に人事院制度に準拠しているのでしょうか。外れているということはないですね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これを外している町が本当にどれだけあるか、私も正確なところは存じ上げません。ただ、一般的な中では、すべての町が、村が、市が行っていることだという認識をしています。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） どの町もしているからということで、本当に割り増し支給が法に適合しているということによろしいんですね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） その状況です。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 二、三お尋ねいたします。

まず最初に、この役職加算についての人事院の取り決めというようなことがあります。この役職加算についてはどういうふうにして取り決められたのか、その辺、わかる範囲で結構ですから、総務課長でも結構ですが、教えていただければというふうに思っております。どんなふうなことから役職加算をつけたのか。昔の話ですよ。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） ちょっと記憶は薄いんですけども、給与改定があったときに役職加算というものがついたような記憶があります。手元にちょっと書類がありませんので正確なことは言えませんが、そのように記憶しております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 現在の人事院の関係は、役職加算だとか、そういったものは全く無視して、眼中にないんですね。今の制度を見ますと、確かに基本給のアップとか、そういうものを重要視してやっているように私は見えてなりません。

そんな中、先ほど町長が答弁をなさったように、制度上というようなことからすれば、既にその制度上の問題があるからというのは、あくまでも基本給だとか、そういうものに対しての内容であって、役職加算等についてはすべてが基本給に入るんだよということではない

ように私は思います。

そんな中で、今回、町長も町長になる以前から後援会だより等でもいろいろ矢祭町の問題だとか、そういったものの要するに経費削減を図っていこうという意思が非常にあらわれて、強い意思を持っていたというふうに思われます。そんな中で、2年間も試行錯誤しながらも実施に踏み切れなかった内容、そういったもので議会でも総務常任委員会が中心になりまして給与改定、こういったものを今回の5月14日、断腸の思いでこういったものを削減して、町民に対してある程度誠意を示してやる、それがやっぱりこの議会の役目だと私は思っております。

特に議会運営委員会等で町長に説明をしていただきましたが、どうも全国平均で言いますとラスパイレスが94.1、県が94.7というようなことで、当初、町長が挙げておりました95%に近い数字になろうかとは思いますが、そういった努力がなされない以上、また2年間もそれだけ真剣に論議をしてきてやってきたものがこういうふうに出されたということで、また別段の説明とすれば、町長は今後、議会に後ろ盾になってもらって職員組合との労使交渉に当たっていきたいんだというような筋違いの話まで、私とすれば筋違いというふうに思っているわけなんですけれども、それは当然、議会は議会の権能としてももちろん持たなければなりません、これだけ多くの議員の方の賛同を得て決議をしたわけなので、この再議については私とすれば取り消してもらうのが一番いいのかなと。

それともう一点は、先ほど同僚議員が申し上げましたが、一昨年の議員の役職加算手当の廃止、こういったものを議員発議でやり、皆さんに決定をしていただきました。それに対しても、制度上の問題と町長は言っているわけですから、その辺の絡み、なぜ再議に付さなかったのか。当然その当時にそれがわかっていたわけですから、取り消し、または別の、取り消せないとしても、また新規の議案としてその廃止を求めるといような議案提案をすべきではなかったのかというふうに思っております。

とにかく町民の大方が、絶対下げろということではなくて、みんなが苦しんで町民が苦しんでいる中、町の中身、執行者、職員、こういう方々に手をつけないでおくということは、非常に財政難からすればいたし方ないという気持ちがありますので、ぜひその辺もお酌み取りいただいて、1点、2点目の答弁を願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 上田議員に申し上げます。

本件については既に再議に付されておりますので取り消しはかないませんので、それは承知しておいてください。

それと、前段の質問の部分については、どちらかというところこの議案でなくて次の議案に関する部分に議長としては聞こえましたので、もう一度要点を絞って町長に簡単に質問をしていただけますか。

○11番（上田 智君） わかりました。それでは、前段の質問は取り消させていただきます。再度質問をさせていただきます。

先般、14日の議決に対しまして、町長の説明では制度上に問題があると。それと他町との連携、そういったものもあるんだというようなこと、それからラスパイレスの関係にもちょっと響いてくるんだというようなものがありました。私の質問とすれば、今年の委員会発議によって議員の役職手当の廃止、こういったものを踏まえた中で再議に付さなかったという問題がありますので、今回についても、当然他の町村との絡みがあるとすれば、ほかにも、例えて言えば矢祭町等がもう既に日当3万円だとか、そういうものを訴えてやっているような状況もございますので、決して制度を破るようなことではないと思います。

また、人事院勧告といえども、それを尊重して、確かに地方自治の各市町村、人事委員会があるところは別ですが、ないところは県の人事委員会等に追随して遵守してやっているような状況でございますけれども、それを決定するのはあくまでも町村長の判断でできる範囲かなというふうに私は思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 前段の質問の撤回については認めます。

再度の質問について、町長、答弁をお願いします。

町長。

○町長（茂木伸一君） それは、町長であるとか議会と相談した中でこれはどのようにでもできる、そのようには考えております。ただ、それだと隣の町と比べることができない、そういった形になるので、それでよろしいのかどうなのかということです。やはりほかの町でも役職加算はあるわけですから、そういったものが、町村会は町村会の中で首長の給与一覧表をつくったり、議長、それから副議長、委員長、議員であるとか、そういった特別職の一覧表、それは議長会のほうでつくるのかということがございますでしょう。そういった中で一概に比較ができなくなるという、そういったものが問題になるのではないかと考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ちょっと私には理解できないんですが、他町との比較というようなことは別段の話だと思うんですよね。なぜかというところ、当郡内でも孀恋だとか、そういった

ところは給与削減で自分から、みずから執行者が30%削減とか、そういうものをうたっておりますので、そういったものを考えた場合には、比較的には各町村ともやっぱりその財政事情だとか、そういう時勢に応じて判断をしてやっているように私は思います。

そんな中で、確かに昨年、町長等の給料の減額を行ってきたわけなんですけど、それについては同僚議員が言うように100条委員会も含めたものでその削減をしていきたいんだという町長答弁もあったようですが、今回については第2段階として、基本給をいじらないような形でやっていくのがベターだろうというようなものもあります。本当ならそれも私とすれば引き下げたくはないんですけども、町民感情として、いろいろ町民の皆さんからお伺いしたところ困っているような状況でもあるし、ぜひその辺は削減を願って我慢をしてもらうような方法をとってもらえないだろうかという大半のご意見を賜っております。

そんな中で、2年間もいろいろ総務常任委員会でやってきたことに対する総意がここにあらわれてきたんだと思いますので、その辺が町長にはどういうふうに影響しているのかわかりませんが、もしわかっているようでしたら今までの経過を踏まえて町長のほうから答弁を願えればありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 昨年12月のことですから、サブプライムローンに端を発した100年に一度の世界大恐慌といったようなところ、そのところで町民と痛みを分かち合うということを中心理由にして20%の給与削減ということをしたわけです。そのときに確かに100条の件についても、いろいろな方にご迷惑をおかけしたと、そういったことでこの給与削減の中の一つの理由としては盛り込ませていただきました。でも、やはりメインとしたら経済情勢といったようなことであると認識しております。

それと、やはり全国的な制度の重みというものをもう一回皆さんでよくお考えいただけないものかということで今回は再議に付させていただきましたので、よろしく慎重にご審議いただけたらありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ちょっと話は変わりますが、これはあくまでも町長サイドの話になるかと思いますが、もし仮に制度上の問題がクリアできればこのような状態で再議に付さなくてもいいような状況になるかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） あくまでもこれは条例で決めているところの役職加算でございますの

で、それは議会の議決というものが一番の重さがあるものだと思っております。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） きょうは質問はよそうと思いましたがけれども、同僚議員の質問への答えが余りにもひどい回答ということで、もう一度、同僚議員の質問に重複するかもしれませんがけれどもお尋ねいたします。

この役職加算というものを町長は位置づけとしてどのように考えていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この役職加算の位置づけというのは、職務の責任と困難さ等の度合いによって支給をされていると、そういうことで認識しております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それは本に載っているマニュアルどおりのことなんですけれども、それはどこから出たかわかりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） すみません、その辺は認識しておりません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私なりに調べました。これはお役人がつくったことなんです。当時の自治省がつくって組合の幹部に話をしたんです。そうしたら、組合の幹部は当然、反対をしました。管理職のことですから反対をしました。しかし、強い反対は出なかったということでこれを国会に提出して、それは国会も国会議員のことですから、自分のことですから、満場一致でそれは決まったと。共産党もこれは賛成したそうです、当時。ちゃんと文献に載っています。よく調べてみてください。そういうことなんです。

ですから、こういうことはもらっている人が知らないような手当なんです。ですから、東吾妻町の町民、こういうものを管理者、我々ももらっていたんですから、我々は外しましたけれども、もらっているということは恐らく1割の人も知らないと思います。ですから、制度上、制度上と言いますけれども、全くこれを削ったとしたって何の影響もないんです。事実、我々がもう1年以上これを削っても、何の影響も出なくて議員活動はできています。ですから、当然これは、よその町村、全国的なことと言いますけれども、東吾妻町は独立した一つの国と同じなんです。ですから町長、その辺のところをよく、あなたはこの東吾妻町のトップなんです。その辺のところをよく頭に置いて、よそはこうであつてもうちはこうでい

くんだということをはっきりすれば、当然こんなものは外すということになろうかと思えます。その辺の認識を町長、もしコメントがありましたらお願いいたします。

それで私の質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 加部議員の先ほどの始まったときのいきさつというのもわかります。ただ、それが結果的に今現在の国のシステムであり、そして、そのシステムに我々がやることによって風穴があげられて全国的な流れになるということでしたら、それは私も今この場でそのようなお答えをできると思います。

ただ、議会の役職加算をもしあれでしたら復活するというのを私のほうで上程してもいいですけども、要するにほかの町との比べができないと。比べなくてもいいんだということでしたら、ラスパイレス指数というのは全く意味をなさないものになるわけです。首長、議員にはラスパイレスはありませんけれども、同規模町村というものに対する金額の多寡というものはやはり皆さんがちょっと注目をするということだと思います。ですので、その辺のところやはり、比較対照するためのラスパイレス指数というものが全国的に3年ほど前から公表するということになったわけですので、その比較をできないというシステムにこの町をします。そうかといって人事委員会等まではこの町の力では立ち上げられない。そこまでの独立した給与体系をきっちりと確立することに労力を費やすよりは、全国的なシステムに準拠されている中で比較対照ができることが一番よろしいのではないかと。

先ほどから申しているように、なぜこの部分の再議をお願いしたかといいますと、職員の給与、職員の役職加算にも係る問題、その辺のところからすべて同じ一貫性という形でこれは再議をさせていただいています。

ですから、一貫性の中のもう一つということになると、先ほど角田議員がご指摘のように、議員の役職加算というときになぜそういうことをしなかったかと言われればそのとおりだと認識はしておりますので、以上の理由から、やはり再議については慎重にお考えいただければありがたいと思っております。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

7番、角田議員。賛成ですか、反対ですか。

○7番（角田美好君） 賛成です。

○議長（一場明夫君） 反対討論の方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） それでは、賛成討論をお願いいたします。

7番、角田議員。

（7番 角田美好君 登壇）

○7番（角田美好君） それでは、賛成討論をさせていただきます。

今回の再議は、去る5月14日の臨時議会で圧倒的多数で可決されたことを考えますと、再議に付する行為そのものが議会の議決権の侵害につながるものと理解しております。総務常任委員会では、提案前にきちんと町長に対しまして提案の要請を理解してもらえなかったの、やむを得ず委員会発議をさせてもらったと報告したと思います。今回、再議に付するならば、事前に委員会で2度も調整してきております。その際に町長から提案することに対し異議を唱え、調整しておくべきではなかったかと思えます。

また、一昨年12月に議員の役職加算を議員提案で削減いたしました。その際にも再議に付すべきではなかったのでしょうか。

こうした経過から見て、今回、再議に付する行為はとるべき行為ではなかったと考えます。基本的に、その職を限定し、特別職に就任し、高額の給与を支給されている上に、さらに期末手当に20%も役職加算をする制度については到底町民の皆さんに理解してもらえないものと判断されます。

また、さきに臨時議会で議会としての判断は明確に示されていることから、議員各自にその判断を尊重していただければ議会の権能は守られるものと思います。当然のことながらこの条例の改正に賛成をいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 反対討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 賛成討論はございますか。

11番、上田議員。

（11番 上田 智君 登壇）

○11番（上田 智君） それでは、引き続きまして賛成討論をさせていただきます。

現今、非常に財政状況が厳しい中、町民のご意見等を賜った場合に、非常に役場職員並び

に町長、執行者も含めてでございますが、批判の目になっているのが現実でございます。確かにこの給与については私としては下げるべきではないというふうを考えてはいたわけなんです。どうしても今の生活環境、こういったものを見た場合に、町の財政等も考えた場合に、どうにか財政を助けるべくものについては策がないだろうかというようなことから議員の役職加算等も昨年削り、また、さらには執行者の今回の提案をする役職加算について削減、そういったものを少しでも町民に示す必要があるだろう。

ましてや、2年ほど前から総務常任委員会等で給与の適正化に対するものに対して審議、論議を重ね、常々町長にも改善を求めてきた経過があります。そんな中においてもいまだに対案等を示されたものがなかなか資料として出てまいりません。そんな中で総務常任委員会とすれば、苦肉の策として断腸の思いで皆さんの全会一致ということで発議をなされたものと思われま。

そんなことを踏まえますと、議会運営委員会等においても総務常任委員会の総意を酌んでやるということが議会人としての一助だと私は思いますので、ここに5月14日の議決について賛成をしていきたいと思いま。

皆さん、ご判断をよろしく願いま。

○議長（一場明夫君） 反対討論はございま。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 賛成討論はほかにございま。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかに討論なしと認めま。

お諮りいま。これから、第4回臨時会発委第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の再議の件について採決しま。

この採決は起立によって行いま。

この場合、さきの議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要としま。現在、出席議員は16人であり、その3分の2は11人です。

本件を、さきの議決のとおり決定することに賛成の方は起立願いま。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） ただいまの起立者は3分の2以上です。

したがって、第4回臨時会発委第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を

改正する条例の再議の件については、5月14日の議決のとおり決定しました。

◎第4回臨時会発委第2号再議の件

○議長（一場明夫君） 日程第4、第4回臨時会発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の再議の件についてを議題とします。

5月14日に議決した第4回臨時会発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、町長から地方自治法第176条第1項の規定によって再議に付されました。

町長から再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の再議の件につきましてご説明を申し上げます。

現行の本町職員の給与に関する条例等については、人事院勧告や県市町村課の指導のもと、国・県に準拠し制定されております。

人事院は5月1日、急激な景気の悪化に伴い影響を受けた民間における本年の賃金実態と夏季一時金の特別調査を踏まえ、公務員の6月の期末・勤勉手当合わせて0.2カ月分の凍結をすることを勧告しました。

このたびの条例改正は管理職に対する期末・勤勉手当の役職加算をなくすというものでありますが、こうした情勢下にあつて人事院勧告と全く異なる観点からの一時金削減は職員所得の大幅な減額となり、職員の生活に急激な変化と影響をもたらし、生活給としての機能さえも失われることとなります。また、その結果、5級職員間に逆転現象が発現するなど問題点も含んでおります。

また、役職加算は職務の責任と困難さ等の度合いによって支給されているものであり、管理職のみ支給しないということは役職加算を没却するもので、全く合理性を欠くものだと思っております。

今回の委員会提案条例は、単に総人件費削減という目的だけで明確な根拠もなく、民間の給与実態を適正に調査して決定されてきた公務員の賃金決定システムである人事院勧告制度とともに、地方公務員法第14条の情勢適応の原則及び同法第24条第3項の給与、勤務時間

その他の勤務条件の根本基準からはずれ、国・県及び他自治体との均衡を著しく失することから再議を要求するものでございます。

慎重なご審議をお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 審議の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

(午前 11 時 00 分)

(午前 11 時 10 分)

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（一場明夫君） 町長の説明が終わりましたので、質疑を行います。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） この理由書の中を見ますと、役職加算は職務の責任と困難さ等の度合いによって支給されると記されておりますが、当然、課により、また個人によりそれぞれ困難さが違うと思うんですけれども、職階によって一律15%、10%、5%と支給されていること自体がおかしいと思われまます。まして全職員のうち加算を受けていない職員が当町では3人しかいないということを踏まえますとこの役職加算の位置づけというものがどうもよくわからないんですが、その点については町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それが先ほどから申し上げている全国的な制度だということで認識しております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） それから言うところの役職加算の職務の責任の困難さの度合いによってという部分が全く違うような気がするんですけれども、やっぱり人事院勧告ということでお答えになるんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） その辺のところは職務職階制そのものにかかわることでございます。ですので、その職務の責任、困難さ、その辺のところをしっかりと反映した職務職階制にこれからしなければいけないという認識であります。

○議長（一場明夫君） 傍聴人に申し上げます。静粛に傍聴してください。よろしいですか。続いてお願いします。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） といいますと、合理性に欠くところに書いてありますけれども、では現状は合理性に欠いていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この議案が可決することによって管理職のみ支給しないということになるので、それが合理性を欠くというふうにここで表現をしております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） では、本来一律になされている部分というのは要するに合理性だということですね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい、現状の形ですとそういうことになります。

ただ、先ほどの続きになりますけれども、人事評価制度というものを早く導入すると、それも国・県からの指導が参っておりますので、そういったようなことでもっと合理的になるのではないかと。職務職階制、そしてその人事評価制度、それをあわせたものが合理性ということになるかと思えます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 今、人事評価ということが出ましたけれども、この議会でもずっと人事評価を早くしてくださいという部分で議員のほうから出されたわけですがけれども、中之条町あたりはもう18年度から実施されているようですが、どうも何か答弁が逃げに感じるんですが、その点についてはいかがですか。早急に手をつけないんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい、逃げてはおりません。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） わかりました。

何かというともう人事評価ということでおっしゃられるんですけれども……

○議長（一場明夫君） 続けてください。

○7番（角田美好君） 給与の定員管理の公表等で比較しますと、当町は上位のランクに位置されていますよね、たしか。人事院勧告がすべてでしたら、ある程度一律な給与支給になっていなければおかしいように私はとらえているんですけども、ちなみに金額ベースで見ますと、当町では一般会計、職員のみで見ますと年間平均で621万円が支給されているようです。比較するのに、ちょっと中之条町あたりを見ますと606万円のように。類似団体からしますともっと低くて595万円ということで、どう見ても当町の給与は非常に高いというとらえ方になるんですが、他町村の職員から見ましても、また地域住民から見ましても是正しなくてはならないんだと。そういった観点から職員給与の削減ということで今、問題になっているんですけども、その点についてはどんなとらえ方をなされているんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今、議員がおっしゃられた数字は平均給与だと思います。それにつきましては、我が町は平均年齢が高い。新人の職員が非常に少ないという特殊な状況下でございます。高どまりであることは事実なんですけど、平均給与でそれを論ずるといのはちょっと違うのではないかと申し上げて、先ほどから申し上げているのは、ラスパイレスという同一年齢によって比較するという方法が正しいわけです。ですので、吾妻町ではこの六、七年はほとんど職員を新しく採っていません。東村でも新しい職員が非常に少ない状況があって、そしてそれが合併した結果、またこの3年間は新卒職員は1人も採用しておりません。そういったようなものに平均給与はかなり影響を受けると思います。

ただ、そのところで職員の平均給与月額について申し上げますと、東吾妻町は平均年齢が44.7歳、群馬県では43.8歳、0.9歳の違いがあります。そのところで、0.9歳若い群馬県の平均給与は43万4,305円となっています。我が町は39万860円、この差が4万3,000円近く、1歳年が下の群馬県職員のほうが4万3,500円高いという状況もございます。これは一つのデータということでございます。これは20年4月1日現在というデータでございますので、一概に平均給与というのはなかなか難しいんじゃないかと思っています。

ちなみに、国ベースでの平均給与だと39万3,000円ということでございますので、我が町の給与の金額と似たところかなと考えています。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 町長、とらえ方とすると、平均月額39万円ですか、それについては妥当だという考えをお持ちだということで理解してよろしいんでしょうか。

また、私も年齢的なものも調べてきましたし、若い人、年齢のいった人、要するに構成についても調べてきましたけれども、中之条町を比較に出してしまうとあれなんですけれども、5級職員が当町は多いんですね。あとの階級についてはほとんど変わらないということから見ますと、言ってもしょうがないか、どう見ても比較するときになると39万円とか38万円ということがどうしても比較のベースになってしまうので、どうも町民から見てもこの金額は、また民間と比較してどうなのかという部分を考えますと、現在の経済不況を考えますと到底妥当とは思えないんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 平均給与となると、やはり年齢構成にもあるのでそれは一概に比較はできないという感覚でいますので、やはり他町村と比較するのはラスパイレス指数だと、そのように考えております。

そして、平均給与というか、我が町の職員給与が妥当かどうかということについては高どまりであろうと、そのように考えております。

ただ、中之条町と比較した場合には、現給保障の7割カットによって、45歳以上の者については中之条町より金額が少ないということは明らかだと思います。昨年4月1日現在のラスパイレスは我が町が98.1、中之条町が98.4でございますので、中之条町のほうがラスパイレスは0.3高いという結果が出ていることから明らかです。

ただ、45歳以下の方々については中之条町よりもこちらのほうが高いのではないかと推測をしています。これは正式な数字は出しておりませんのでわかりませんが。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） ラスパイレスのことを言いますと、たしか、昨年給与削減される前には県下一だったわけですね。他の自治体と著しく均衡を失うと言っておりますけれども、本当に均衡を失うのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 給与総額について、他の自治体がそれを公表するという形は結果的になっておりません。ですので比較ができませんので、ラスパイレスによって他の自治体と比較できるというのが均衡を保つということだと思います。比較するという均衡ですね。

ですから、給料が高い、低いということについては、それは職務職階制の中でかえていく、そうすればラスパイレスに当然ながら反映できるということです。そうならば全国の自治体

と比較することができる。ところが、役職加算のみをなくした、それも一部の人間をなくすという形になると、全く今後ラスパイレスというものが我が町にとっては意味をなさない数字になってしまう。そのことが均衡を失するという表現で考えていますので、よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 今、昇給・昇格基準の見直しをするという言葉が出てきたんですけども、町長、昨年度からずっと事あるごとに昇給・昇格基準の見直しをずっとしているんですけども、今年度もしするとすれば削減効果は具体的にはどのくらいの数値になるんですか、示していただきたいと思います。そういう根拠は全くなくて発言しているんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そういうことになりますね。これは職員組合との協議という結果になりますので、ラスパイレスは95を目標にしようというのが私の提案であります。ただし、いろいろな状況の中で、職員の組合と協議を始めるのに非常に難しい状況も生まれていると。ただ、今現在、職員組合との協議のテーブルには着きましたので、ほどなく論戦が始まると、そのように考えています。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 町長、する、すると前々からずっと言っていて、現状では要するに手をつけられない状態ですよ。そういった数字的なものが出てくれば、議員としては本当に、総務委員会の議員提案ということで出されたんですけども、そういった段階には至らなかったと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 職務職階制に手をつけるという前段の中で現給保障をどのようにするかという話題がありました。そして、それが一昨年12月のときに45%の削減ということで組合と協議が相調いました。そして、その45%の現給保障をカットするという条件のもと、そこから昇給・昇格基準の見直しに手をつけようというところまで合意はしておりました。そのところで現給保障額が70%の削減というところになったのでその交渉が頓挫したという状況でございました。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） そういう言われ方をしますと、要するに議員がしたからだということ

で、議員が70%を削減したからという、何というか責任逃れのようにうかがえるんですけども、そういうことはありませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 事実を申し上げて、議員のせいとか、そういったつもりで申し上げたわけではございません。要するに私が全く努力をしていなかったと決めつけられたので、そういった経緯があったということをご説明申し上げたにすぎません。

（「自分も失礼しました。ちょっと言い過ぎたかもしれません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ラスパイレスの関係でございますが、当初、群馬県下一高かったということで、昨年4月、98.1に下がったというようなことで、これは評価されていいと思います。しかしながら、従前から町長も希望しておりました95に近づける、95まで下げていきたいんだという方針は変わらないと思います。

そんな中で、今までの執行者から提案されてきた内容というものは、資料が、ほとんど言葉だけであって、ありません。総務課長が主になってやっていたと思いますので、その辺の資料等が作成してあるのか、また、資料がなければ組合との交渉ができないというふうには思っておりますので、やっぱり原案なりをもって皆さんにご提示をしていただくのが交渉のやり方だと思いますので、その辺がありましたら、差しさわりがなければ説明をしていただければありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 資料はつくってございます。そういった中で、昇給・昇格基準の見直しということをいたしますと、まず現給保障に当たる部分ができる。その現給保障をどのようにするかという、そうしますと、それが結果的にラスパイレスにどのように反映されるか、そういったことになろうかと思えます。ですので、昇給・昇格基準の見直しと同時に現給保障を何%にするか、それが生活給である給料につきましての激変緩和措置というものも十分見た中でやっていかなければいけない。そういった中で、いろいろなパターンがございます。ですので一概には言えませんが、それは組合との協議というところにお任せいただければと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） それでは、資料がないということなんですね。

それで、人事評価、それから職務職階という言葉が先ほどからずっと出ておりますが、これに手をつけるのもよろしいかと思いますが、これについても何ら今までの議会に対しての資料等の提案はなかったように私は思います。そんな中、前段、町長のほうからの答弁で制度上そういったものが問題があるのであればそういうものも問題にならないのかどうか、その辺の見解をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 昇給・昇格基準、それから人事評価を行っていくのに制度上の問題は別段ございません。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 私は、当然町長は制度上問題があつて、全国に波及するということが大変おそれられるというような意味合いに受け取ったんですが、当然職員についても、当議会ではわざわざ6月からということではなくて12月からの猶予期間を与えて、その中で町長サイドでどのような形でやっていくのかということをご提案申し上げたつもりではありますが、私としては当然給与のことなので制度上には問題が出てくるんじゃないかというふうに思います。もう一度明快なる答弁をお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 上田議員に申し上げますが、制度上の問題を問うているわけですが、その趣旨が執行部に伝わっていないと思いますので、もう一度明確にお願いします。

○11番（上田 智君） 再三明確にということなんですが、前段の議案に対して制度上の問題が種々言われました。今度の職員の関係についても当然制度上に問題が生じてきているのではないかと私を私は思っているんですが、いかがでしょうかと、簡単に言えばそういうことでございます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今回の職員の役職加算、それも管理職手当の支給がある者だけを外すということになりますと、先ほど申し上げていた昇給・昇格基準についての協議についても非常に難しい問題が、これが可決された場合には昇給・昇格基準であるとか組合との交渉というのはほとんど難しくなっていて、まず私ども町にとっての問題が起きるとというのが一つ。それから制度上の問題、全国のほかの自治体とラスパイレスで比べられなくなるという実態が起きるので、我が町はラスパイレスの計算をしてもほとんど意味のないことになってしまうのではなかろうかと、それを危惧していますので、制度上の問題は当然起きます。今回の役

職加算、管理職に対する役職加算をなくすというのは非常に大きな問題が出てくると思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 比較をするというのは、これは余りないと思うんですね。やっぱり当初から101%絡まりのラスパイレスを持っていたものを町長みずから95%まで下げるんだよというものを手段で持っているわけですから、当然そこに近づけるのが執行者でもあるし、議会でもそれ以上にどんどん下げろということではなくて、それに沿ったものに努力をして今までの結果。ましてや基本給をいじらない、昨年、現給保障の関係でも、給料表の改定によって生じた現給保障、そういったものも来たわけなんです、給料表の改定というのはまさしく基本給であると思います。その現給保障については、今までもらっていたんだからという恩典もあろうかと思いますが、ここにきて町民の厳しいご意見だとか、そういったものもあろうし、先ほども同僚議員が申し上げましたとおり役職加算については本当に一部の人間が知っているだけで、あとはほとんど知らないような状態の人が町民としては多いわけで、そこを何とか削れば、95だとか、そういったものに近づけてやれるのではないかと、議会のこれは決意でございます。

そんなことで、ラスパイレスをほかの町村と比べることができなくなるということはありませんが、その辺もう一度お願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 全国でラスパイレス指数を出しているのはあくまでも基本給ベースでやっておりますので、この役職加算がなくなったからといってラスパイレスが下がるわけはありません。これは間違いないことです。

ただ、ラスパイレスは下がらないけれども、現実の所得は下がるわけですね。そうしますと、違う町村と全く同じラスパイレスだ、98.1だと例えばしましょうか。例えば課長職で15%の役職加算がついていたものがなくなるといいますと、期末手当の4.5月分掛ける0.15ですから、0.6月分くらいは現実の所得は、期末手当は少ないと。そうなりますと、ラスパイレスということでストレートにほかの町村と比較ができなくなるということ。

それと、この役職加算がなくなることによって、昇給・昇格基準というものの改定、それが根本理論が違いますから、手当としては、同一の今までのシステムの中であれば基本給を改定していくことができましたけれども、これですと管理職だけがまた特別な基本給のシステムにしなければいけないであるとか、何かそういう、私にはちょっとイメージができない

ほど難しい基本給の計算をしなければモデル賃金表というのはいできないということだと思っています。

いずれにしても、ラスパイレスということで、みんなと同じ条件の、例えば役職加算も隣町と同じ条件の中で基本給は高いのか低いのかを計算するのがラスパイレス指数でございますから、我が町の職員の給料が高いというのも安いというのもこのラスパイレスという全国同じ条件のもとで計算ができる状態でないといけないんだと。そんな認識でありますので、先ほどの町長の給料より議会の報酬等よりも、このところで国・県及びほかの自治体と比べることができないので、非常にこの職員給与については手を入れることができなくなるという認識を私は持っています。ですので、よろしく再議をお願いできたらと。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 基本給でラスパイレスを比較するんだということですが、今回の提案については役職加算がメインでございます。役職加算ということになればラスパイレスに影響がないんだというものがあれば、当然それに対して、これは例えの話ですが、もし役職加算を削るとすれば、今まで管理職手当をいただいていた職員の方にも再三13から10に下げ、10から8に管理職手当を下げるというような行為を行ってきたわけなので、その辺の手当の充実さを考えてやれば、ある程度行って来いぐらいの形になるのではないかと、いうふうに私は思います。

特に、確かに職員も忙しい、仕事が山積しているような状況で、非常に中には夜も遅くまでやらなければならない。逆に、下部の職員については当然時間外手当等で支給がされる条項がありますので、なっております。ただ、一番の役職とすればやっぱり課長、それから課長補佐、こういった者たちが日夜健闘して、どこでも会議でも出て町長にかわるべき答弁をしたりご意見を賜ってこなくてはならないような状況がふえておりますので、できればそういったものに振りかえて、町民感情をはぐらかすという言葉はちょっとよくないことなんです。当然ある程度課長とか職員にも恩典はあるような形で、そこで給料的なベースを削ってやるということも一つの方策かと思えます。これは例えての話なんです。そんなことも考える必要も町長にはあったのではないのでしょうか。

この問題については、決していいというものではありませんが、ただ、役職加算については重複しているように町民からも受け取れるような状況がありますので、ぜひこの辺を十分に考慮していただいて、町長のほうも理解が得られるような形で、ただ、今の町長の答弁ですと、あくまでも町長サイドと役場サイドでの取り決めの状況でございます。私たち

議会とすれば町民サイドのご意見を賜りながらそういう発言をしておりますので、もう一度その辺を答弁していただければありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今の議員のお話ですと、役職加算はシステムとして管理職だけではなくしなさいよ、そのかわり管理職手当を少しお手盛りしてもいいから、そういったところで何とかして町民感情を和らげるというお話だったように聞こえたんですが、人件費の削減ということを目さないでということでございますれば、役職加算そのものをこのまま置いておいていただければラスパイレスですべて片がつく、そういうことになるんだと思っているんです。

ですので……

（「ラスパイレスは関係ないでしょう」と呼ぶ者あり）

○町長（茂木伸一君） だから、ラスパイレスに関係のないところで職員の所得を減らすということは、結果、ほかの町とどのように比較していいのかがわからないということです。

例えばラスパイレス指数のところの全国の一覧表があると。その中で、この町は役職加算、管理職だけなしとか、そういう備考欄に入れておかなければいけないのかということになるという話です。瑣末な話なのかもしれませんが、いずれにしても一般的な形でラスパイレスということであればよろしいのではないかと、そのように思っています。

そして、そのほかに都市部では地域手当というような形での加算もありますし、ですから、そういったような状況も踏まえた中で単純比較ができるものが必要なんだと思っています。

これは役場の中のことだけでなく、役場の中を調べるには全国の数字が必要だという感覚からですので、私どもだけの都合ということではありません。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ちょっと長引いて申しわけないんですが、改めてこの役職加算については、さきの議会で皆様のご同意を得まして可決したものでございます。私どもも断腸の思いというか、そういった思いを持って皆さんがそれぞれ決断をしたものであると私は信じております。

そんな中で、確かに職員についての給料は、私としても今まで職員であった者がこういうことを言うべきではないかなというふうには思いますが、余り私も下げたくはありません。しかしながら、今の現実を考えると、町民の苦しみ等を考えた場合に、いろいろなご意見を賜った結果がこういう状況になったものと私は思っておりますので、ぜひこの議案について

もご理解を賜りたいというふうに思いまして、私の質問は終わります。答弁は結構です。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） これを町長が出されたということは、今、組合とのテーブルに着いたとおっしゃいましたけれども、どういうふうに、いつまでにそれをするというお気持ちかお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） なるべく早くその結論は出したいと思いますが、昇給月というのは1月1日というように今現在の基準はなっております。それが一つの最終的な結論のところかと思えます。

ただ、今の経済状況により云々といったようなこともございますので、職員とのテーブルにはついこの間着けたところであります。これから議論が始まりますので、その議論がなるべく早くまとまりますように努力をしたいと思えます。

残念なことに、相手があるものですから、いつまでということは申し上げられません。ただ、遅くとも1月のところには反映させるというのが一つ。そういった予定を組みたいと。

それともう一つ、その前段で昇給・昇格基準についての第1弾ができればいいなと思っておりますが、これは協議という中でうまく合意をした場合ということです。

ちょっと生ぬるい返事かもしれませんが、そんなことでご理解いただけたらと思えます。

○議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） ここの出されたところに5級職員間に逆転現象とかありますが、この間の機構改革の中で課長職を持っていた方が下がって、そしてそのままという、今これを出す前にもう矛盾もあると思うんです。ですから、しっかりと職務職階制、人事評価、それを全部見直して、そして矛盾がないように、そして働く者としては汗した者が報われるような給料体系でなければつまらないというものもあると思えますので、全部見直して、そしてやっていただきたいと思えます。

そしてまた、相手があるということをおっしゃいましたが、相手次第ということではなくて、こちらがどンドンリードして町民にしっかりと説明できるような形でやらないと、私たちこれを出したのはやはり町民の声をもって出してありますので、それをただこういって済ますのではなくて、職員にも理解していただいて、そしてどンドンリードして、相手が

あるということですが、リーダーシップを出してやっていかないと私たちも町民に対して申しわけないなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 皆様方、町民のお声、そして議員各位のお声は強く受けとめまして今回の協議には入っていくつもりであります。

相手があるからというのは、やはりその辺のところの十分な尊重も必要でございますが、やはり彼らなりに、ラスパイレスという数字が既に出ていると、そういったようなところでの彼らなりのモデル賃金表というのもつくっておるようです。それと私どものつくったものとの比較対照、そして協議、議論、そういったもので何とかいずれかのところでラスパイレスの95というものはお互いに目指せるんだろうと考えていますので、なるべく早く頑張ってくださいますので、ぜひともこの役職加算はお認めをいただければありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） 職員の給料のこともそうですけれども、やはり労働意欲というか、組合との折衝で給与を見直すということと同時に、役場の職員であるということも見直していただきたいと思います。これは給料に関係ないことですが、この間、職員と1時間ぐらい、小さいすを持って行って、その職員のそばでずっと話をしておりました。そのそばに1時間の間に3人お茶を持っていく職員がおりました。議員ですから、歳費をいただいてやっているからお茶は要らないと思いますけれども、これが多少の手当で働いていただいている区長とか民生委員とかいろいろな役を持った方がもしこうやって職員といろいろな打ち合わせをしにきたときに、そのそばを3人通ったときに何もないというのは非常に職員として姿勢がどうかと思うんですね。

やはりおもてなしの心ということと言っても職員から始めないと、ダム直下の町ということで危機感を持って私たちはやっているわけですが、通り過ぎてしまう、忘れられてしまう町になってしまうのではないかと今みんなで力を合わせてやっているわけですから、職員の方向もあわせてやっていただきたいなと思っております。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そういったことも含めた中での人事評価制度というものが始まれば、やはり職員の意識改革、そういったものもできるのではないかと。それ以前に、少しずつではありますが、職員の礼儀、礼節、そういったようなものについてはちょっとやかましく言っているところではありますが、大変失礼を申し上げて申しわけなく思っています。これは総

務課を通じてすぐ全庁に通達いたしますので、お許してください。

○議長（一場明夫君） 質疑の途中ですが、ここで休憩に入ります。

再開を1時ちょうどいたします。

（午前 11時58分）

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この問題、2年前に町長が総務委員会の場で議会とともに職員の給与を考えようということから始まっていると思うんですね。しかし、町長就任以来もう3年を過ぎたと。ですけれども、町長側からは全く、執行部側から全くこれに関するものは出てこない。2年前には町長はラスパイレスを95内外に持っていきたいということをはっきり明言したと私は聞いておりますが、いまだかつて95にはほど遠いラスパイレス。

私はこのラスパイレスにはそんなに固執するものではございませんが、町長がラスパイレス、ラスパイレスと言うから今ラスパイレスが出ました。しかし、今回の加算額の廃止、これは先ほどしました特別職の加算額廃止に準じて、職員手当の給与を受けている人たちがさらに期末手当に役職加算を15%、10%加算して受けていると。こういうものを見ますと、町民から見るとこれは全く理解できないことだと思うんです。ですから、私どもはそれを先取りをして廃止しようとするものなんです。ですから管理職ということはそこで出てきたわけなんです。

そして町長は、先ほどからの質問等々でありますとおおり、こういうものがあっては合理性を欠くということを言っております。何でこれが合理性を欠くのかというのが私は不思議ではないんです。先ほどは町長、若干の説明はしてくれましたが、まだ私はその辺のところがかんがわりません。そのところでどうしてこれが合理性を欠くのか、管理職の人たちから

これを廃止するのは何で合理性を欠くというのか、もう一度説明をしていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） こちらに再議の理由のところを書いてございますが、管理職のみ支給しないということがまず1点。それから、ほかの自治体との均衡を失するという、その2点が合理性を欠くものではないかと思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 管理職のみというのは、先ほど私が申し上げました、ちょっと説明が足りませんでした。管理職手当をもらってまたそこへ、管理職の二重取りではないかということも考えられる。ですから我々はその辺のところを考えて管理職というところにこだわったわけです。

それと、私は前段の議案のときにも質問しましたが、なぜ近隣の町村と比較をしなくちゃならないのか。この東吾妻町は東吾妻町ではないかと。みんな経済も違うし貯金も違うし、そういうことですので、それじゃ、隣がやったからうちがやるというようなことをしていたならいつまでたってもひとり立ちはできないということで、なぜこれを隣の町と比較をしなければならないのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これは隣の町ばかりでなく、全国という形での比較ということで考えています。皆様方が、そして町民が我が町の職員の給与は高いんだというのがわかったきっかけというのがやはりラスパイレスの101.1ということだったんだろうと思います。その辺のところ、やはり同じ条件のもとで比較をするというのが必要だと考えております。

先ほど加部議員がおっしゃっていた公務員のお手盛りというようなイメージでご発言がございましたけれども、たとえそれであったとしても、全国でやっているシステムと。これはちょっと調べてみたら、平成2年から人事院が制度としてつくったということでありました。ですからまだ20年足らずの意外と新しい制度なんだなということもわかりましたが、いずれにしてもほかの町村がやっているということだけご理解いただければと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） その論議に入るとちょっと時間がかかってしまいますので、その辺のところはそれから奥へは入っていきませんが、そうしますと、今の総務委員会発議でいきますと、これは何か法的にはひっかかるものはあるんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 違法性があるかということだと、それは私のほうでは明確にはお答えできません。ただ、理由の中で申し上げております民間の給与実態を適正に調査して決定されてきた公務員の賃金決定システムである人事院勧告制度とともに、地方公務員法第14条の情勢適応の原則及び同法第24条第3項の給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準から外れるという、そういったことがよろしいのかどうかという判断だと思います。

といいますのは、人事院勧告に準拠している他の自治体、それはこの人事院の制度にのっとった形でやっている。それが一部人事院制度にのっとらない制度をここの町に導入したことによって、人事院の勧告に準拠したことをするのが正しいのかどうかということになります。要するにその時点で人事院勧告から本来外れたわけですから、町で人事委員会をつくり、そしてこの町の適正な給与はいかにと、これを町民全員が納得できるそういった委員会ができればよろしいと思います。それは地方分権であるとか、自治体の自律性、そういったようなものがもっと進むわけですから、それは理想的なことだと思うんですが、人事委員会を我々の町の中で機能していただくということはかなり難しいことだと思っておりますので、人事院勧告に準拠した施策ができないということも私にとっては弱ったことになるということです。

○議長（一場明夫君） 担当課長から先ほどの法的に触れる部分かどうかの答弁ができますか。総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 法的に違法かどうかというものは、ちょっと手持ち資料がありませんので、それははっきり言えません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 総務課長、今の回答、総務課長の回答としては非常にこれは不満が残る。これが議題で出ているんですよ。課長、その程度で、これで我々にそれを言ってこれを判断しなさいで、できますか。法には触れませんか、こうですとはっきり言えるぐらいの状態に持ってきてこの議会に臨んでもらいたいですよ。今回のこの再議は私どもからやっってくださいというのではない、そっちの執行部からやっってくださいと来たんですよ。それでその回答はちょっと、私は全く納得いきません。

（「議長、私から」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ちょっと待ってください、総務課長に求めているようですから。法に触れるかどうかの。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） ちょっと回答がまずかったですけれども、役職加算を廃止するかどうかというものにつきましては、法に触れるかどうかという問題につきましては何とも言えません。ただ、地方公務員法等による給与の決定等の段階において、情勢適応の原則とか給与、勤務時間その他の勤務条件の根本的基準というものから申せば違法とは言えないと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 言葉じりをとらえるのは私は余り好きでないので余り奥へ入りませんけれども、「何とも言えません」ということであれば、私どもがこれを発議したものについては、あるいは違法であるということでもとれるんですね。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 発議に対して違法かどうかというものにつきましては、第176条の2項で拒否権というものがございますから、先日14日に議決されたものに対して町長として拒否権を発動したということだと思います。

（「質問にちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 発議については違法ということは断言できません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 断言できないとか何とかというのでちょっと濁しているのが納得はしないんですけれども、時間がありますので次に入っていきます。

町長は、前の議会のときに職員給与の削減というものは生活の急激な変化にも影響をもたらすというようなことを言ったり、生活給としての機能が損なわれるというようなことを言っておりましたが、当東吾妻町の職員、私の計算でいきますと平均すると39万円ということになり、非常に高い給与を支払っていると。これは先ほど言いましたとおり年齢が高いということも一つの理由になろうかと思えますけれども、その辺の中でラスパイレスを見ますと、ラスパイレスも依然として高いと。70%減をしてもまだ高いというような状況の中で、この辺のことを加味して、町民に対してこれをうまく説明できますか。私はできないんですよ。

町長はどうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） おかげさまで101.1が98.1になったと。これをさらに95に近づけていくには昇給・昇格基準に手をつけなければいけない、そういったことで基本給のところを改定していくんだというところでやらないといけないと。そして、なおかつ他町村との比較ができるようにしておかないとラスパイレスで物が語れないと。そういったことを私は町民の方、そして先ほどから議会の方々にもずっと同じように申し上げているつもりです。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 今出てきました。町長は緩やかに削減するために昇給・昇格基準の見直しを行うということで今後やっていく予定、いつからやるか全然わかりませんがやろうとしておりますが、これによって、町長が昇給・昇格基準をいつやるかわからないですけれども、それをやったとして、今年度の削減効果はどんな効果になりますか、具体的にお話ししたいんですが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） その辺の協議についてはテーブルに着いたところでありまして。削減効果についてはこれからの協議によって決まるということです。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 本当に蒸し返しになりますけれども、議会で言うと町長はこれ以後動くんですね。ですから、私、冒頭に言いましたとおり、2年前からこの話は出てきているんです。ですけれども、手をつけないから議会としてはやむを得ず1年前70%減を行い、今回こういうことで一応を出して、議会としてはいいでしょうと。過半数の人がいいでしょうということで出たものを今度は再議で来てまたこんなことをしなくちゃならないという、非常にこの時間は私は無駄というように感じているんですけれども、今出て、これからやるかわからないじゃなくて、私は3月の議会でも恐らくこういうことは言っているんですけれども、そのときから今まで何にもしてきていないんですか。今どの程度これが進んでいるんですか。

ですから、町長がこれをやってくれれば私どもはこんなことをしなくても済むんですよ。これからやるんじゃ、まだスタートを切っていないんじゃないですか、これからやるというのでは。その辺のところどうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） やる方法が違うということですよ。先ほども角田議員の質問のときにお答えをしましたが、1年半くらい前のときに組合との協議のテーブルに着いて昇給・昇

格基準についていこうと、それがその後、物別れに終わってしまったというところがあるわけです。その辺のところはご理解いただけたらありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それでは、町長がやろうとしているこの昇給・昇格基準、これを行った場合、もう一度聞きます、どの程度の効果が出るか、具体的にお話しできませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 私は、その削減額であるとかそういったことでなく、ラスパイレスという指数を95にするという目標を持ってやっています。人件費総額につきましては、今現在、退職者の不補充であるとかという形で十分な金額は出ているのではないかと思います。ですので、退職者不補充、それから職員の意識の改善というような形の中で仕事の効率化、そして職員配置、そういったものでさまざまな経費の削減であるとか財政の問題については対応が総合的にできていくと思います。

そして、その中で人件費削減ということを経済のためという形だけでなく、適正な給与水準というもの、町民に理解していただけるラスパイレスという数字で、ほかの町村と比べたらこのぐらいだねと。大体全国平均だねというのが94.1だったか群馬県平均の94.7であるとか、そういったような数字になってくると町民の理解は得られるのではないかと考えているわけです。財政的なものは後からついてくる、そういった感覚で私はしております、いづれにいたしましても、業務の効率化、そういったものも含めた中で職員のやる気等々もうせないような形で皆様方にご協力を願えればありがたいと考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 前の議会でも私言いましたけれども、これに関して、私は総務委員会の中に所属しまして細かく論議を積み重ねた中の結果がこういう結果に出てきたということでありまして、その中では私自身、多くの町民から職員給与等々のことの意味を聞いてきました。私の聞いた範囲内、聞きいい人だけではなくて無作為に聞いて、女性なりお年寄りなり若い者みんなに聞きまして、とにかく役場の職員は給与が高いということが100%だったんです。そこに、前回も私言いましたけれども、役職加算をもらっているということを知っている人はほんのわずかだったんです。ですから、私にそういう人たちが託したのは、加部さん、ぜひこの辺のところは是正をするように、加部さんの仕事だよということで私は言われて出てきているんです。

とにかく、町長も町民から選ばれた町長なんです。副町長は町長が選んで我々が同意した

ということでこれはまた別ですけれども、町民から選ばれた町長が町民の意を反映しないということはおかしいんじゃないですか。町長はだれのためにいるんですか。町民のためにいるんですか、それとも職員のためにいるんですか。町長、そういうことを言いますと職員のためだけの町長という関係になってしまいますよ。その辺のところ、どうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 我が町の職員は町民に対するサービスをするためにおります。

今、町民のために職員の給与を削減というお話でございますが、議員のお話しされた町民の方が、例えば隣の町であるとか日本全国の町でみんな同じシステムなんですということがおわかりになっているかどうか。我が町だけがそんなことをしていたんだっいたらとんでもないことです。そんなとんでもないことはすぐにやめればいいことだと、そういう認識はしております。

先ほどネットで調べた平成2年からというのがわかったのも、それもどこかの県会議員の方のブログみたいなところでの話でしたけれども、その方もやはりわかりづらい、公務員だけこんなことがあっていいのかというような意見でございました。ただ、それを町民にやはり知らせるということも、それは当然我々の仕事なんだろうと思っています。ですから、そういったことを全国でやっているんですと。それでの給料の比較だったらよろしいではないかと。

現に皆様方が現給保障の削減幅を大きくしていただいたというようなこともあって、ラスパイレスが群馬県の中で10番目くらいから十二、三番目くらいのところまで、今のところ98.1という数字は下がっております。その後、1年たったことしの4月の時点でどうなのか、これはまたこれから後になって出てくるわけですけれども、それは昨年と同じ基準でございますので、ちょっと高くなる可能性もあります。そういったのを含めても、やっぱりほかから比べられるということ、そして、それでこそ公平に町民の方に町の職員を見ていただくことができる、そういったことがあると思っています。

ですから、私は町民の味方なのか職員の味方なのか、それはどちらも全く同じ形で、職員は町民にサービスするためにおるわけですから、その者が気持ちよくサービスをし、そのサービスを受けた町民の方に喜んでいただける。これだけ仕事をしてくれれば給料は決して高くないねというイメージになっていただけるのが一番うれしいと思っています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） でしたら、これは全国的なことですけれども、町内の企業の職員、

それと経営者、これは非常に厳しい中で従業員には賃金カットを行ったり、雇用者としては何とか雇用の確保を守るために必死で今やっているところです。そんな中、町長、今言っているようなことを言っていていいんですかね。町の中というものはそんなものじゃないですよ、現実には。ですから我々は、我々と言っては申しわけありません、総務委員会としては議会のほかの委員の皆様方をお願いをして発議をしてここまで来ているんです。町長、ちょっと時代錯誤をしているように私は思いますけれども、そんなことはないですか。私の言っていることが間違っていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それはそれぞれのところの考えというのがあるかと思えますけれども、公務員給与というものは民間の給与を考えるベースと全くベースが違うと。売り上げだ、利益だ、そういった形でのものが給料にも即反映をし、そして期末手当にも即反映するのが民間です。そうやって会社を守り、そして会社を育てる。そして、その中でも社員を育てるというのがあろうかと思えます。先ほどの民間のこしの夏の期末手当が14.3%ですか、そういった平均で下がるであろうから、人事院では異例の勧告として0.2月分を今回緊急でとりあえず下げようというように勧告をなされたわけです。ですから、それが人事委員会のない私どもの町にとっての緊急的な給料の削減ということになっているんだと思えます。

ですから、民間が急激に景気がよくなって、期末手当が去年の倍だ、3倍だというときにも公務員は決まった月数でやるわけです。ですから、そのスパンの長さというものをやはりもうちょっとお考えいただければありがたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長、公務員の給与は、人事院でも地公法27条の4項だったか、今ちょっと私持っていたんですけれども、それどこかになくしちゃって、27条だと思ったんですけれども、民間の企業、まずそれを見て公務員の給与を考えているんですよ、人事院でも。民間、特に東吾妻町内にある工場は非常に厳しい状況下にあるということは町長重々承知だと思うんですよ。ですから、民間の給与に準じてやるということは忘れないでほしいと思う。民間もこういう厳しいことを言っているんですから、そんなことを言っていて町長、来年、選挙をやりませうけれども、選挙のときはこんなことは言わないと思えますけれども、そんなことを言っていたら町民に受けないですよ。その辺のところはちょっと時代錯誤をしているんじゃないかなと私には思えます。

これは仕方ありませんけれども、どうですか町長、今回、再議が出てきて、これは今やっているんだからこれはこれとして、このとおり今私どもが出したとおりに行って、試行でも何でもいいですよ、通ればこれは行うんですけれども、行って、行ったときに、執行部の中で修正を加えたい、何だかんだというときには出してくれませんか。そこでやっていきましょうよ。どうですか、その辺のところが一番折り合うところではないかと思うんですよ。ですから、今回は町長、そんなことを言っていたのではちょっと時代錯誤もいいところだと思うんですけれども、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほど加部議員がおっしゃったように、人事院は民間給与をベースにして考えているわけです。それによっての勧告がございまして、それに準拠した形で今までこの町でもやってきた。ですから、それをそのまま踏襲をさせていただけないものか。

ただ、今まで労使交渉という中で、ちょっと今の時代にそぐわない、ふぐあいな面が昇給・昇格基準の中にある。それを正さなければこの町のラスパイレスが下がらないので、そちらのほうに手をつけさせていただけないものか。そして、この役職加算もあくまでも人事院の制度に準拠したものでございますので、それを踏襲させていただいた上で、波風を立てない中で昇給・昇格基準に手をつけさせていただきたいと思います。

そしてなおかつ、例えば先ほどこれが通って、やる間に町が何か調整を図るところでは、当然これは条例の中に入っておりますので、町としては皆様方にご相談をして議決をしていただかなければそういった調整はかないませんので、当然ながらさせていただくつもりであります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 今ちょっと町長から人事院云々ということが出ましたから、総務課長、先ほどお昼前に質問が出て、この役職加算でしたか、この辺のところのものがはっきり答えがなかったんですけれども、その辺のところはこの1時間の間に何か調べてわかったことはありますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 役職加算につきましては、平成2年度の人事院の制度改正があったときに、それを受けて各地方自治体で職員に導入、そしてそれをさらに準用する形で議員さん方にも役職加算となったようでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） というわけで、これは人事院が出しているものではないんですよ。そうでしょう。人事院が出しているものではないんですよ。だから、国家公務員の霞ヶ関にいるお役人さんが自分たちの有利なようにつくったものがこれなんですよ。だから先ほど昼前に私が言ったようなことでできたのがこれなんですよ。ですから、私は公務員の職員給与については、私の本当の考えは、人事院から出てきたものは守ってやらなくちゃならないというのが私の考えなんですよ。だけど、これは自分たちが有利なように勝手につくって、それを法じゃないけれども何かあれにあらわしたのがこれなんです。だから、人事院に準じてということ、人事院から出たものじゃないんですよ。そうじゃないんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 先ほども申しましたように、平成2年度に人事院の制度改正ということで来ていますので、人事院から出たものと解釈しております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） その解釈のしようでどうにでもなろうかと思うんですけども、いずれにしてもこれは町民不在のものだということには変わりありません。ですから町長、本当にこの町を考え、本当にこの町をどうにかしたいというならば、当然このくらいのことはやるべきではないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この町のことを考え、この町の町民のことを考え、熟慮に熟慮を重ねても人事院に準拠するというシステムはやはりこの町はとるべきだと思っております。この町のためというのが、人事委員会がやはりそれだけの機能を持たせたものできない、そういったことがございますので、人事院の制度に基づいて、そしてラスパイレス95というのが今の適正な数字だと思っておりますので、それに近づける努力をするのが町のため、住民のためだと考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 多分もう時間も近づいているかと、まだ時間ありますか。

ぼちぼち終わりに近くしますけれども、きょうは傍聴者は少ないようですけども、この状況を見て町民はどう思うか。議会が一回可決したものを、これを再議をすると、そんなことが許されていていいものかなと。これは制度的にあるから、これは町長やることは構わないと思うんですけども、今のこの町の状況下にあって町長がそういうことをしていいかどうか、非常に町民は疑問に思うと思うんですよ。その辺のところを町民に対してどんなコメントを

したいですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 職員の給与の適正化は昇給・昇格基準でやるべきだということで、ラスパイレスをやはり考えるという、そういった説明をしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それも一つの手でしょうけれども、この町は青信号であるから安心してくださいと町民に大分何カ所かで町長がおっしゃったそうですけれども、なるほどな、そういう考えでいけば今のこの論議もそういう論議になるのかなと思って私はずっと町長と今やりとりを行いました。しかし、現実はそのようなものではないと思いますよ、この町は。まずこの辺から手がけていって、今まで3年間あれでしょう、町長、どれだけ町民に我慢をしてもらっていたかわかっているでしょう。どこどこを何かやってくれと言ったってなかなかできない。もう町民もずっと町にはお金がないからしょうがない、少し我慢をするんだなということで町民もみんな我慢をしているわけです。ですから、この辺のところは当然町長としてやるべきことなんです。それを町長がやらないから我々がやったんです。この仕事は本当は町長がやるべき仕事ですよ。その辺のところは我々が間違っていますか、どうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 私がやる仕事は昇給・昇格基準を見直すことです。私の仕事は役職加算を廃止するという事ではないと、そう思っています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 昇給・昇格基準の見直しということは基本給の関係ですよ。これはもろにラスパイレスに反映してくると思うんですけれども、私はラスパイレスが何だかんだと言うのは余り好きでないので、要するに総合的に支出が少なくなればいいかなということでこれをやっているんですけれどもね。

もう少し考え方を変わってもらわない限り、町民に対して本当に受け入れられる町になりませんよ。ですから我々は、先ほど言ったとおり、町民は、私が聞いた範囲内ではほとんど100%この問題については是正をしてくださいねという負託を受けております。それで私はこれを論議し、ここまで至ってきていますけれども、町民の代表、町民から選ばれた町長がいるこの議会で町民の意見が反映されないのは非常に不本意だと思いますけれども、町長、そう思いませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 町民の方が本当にこの地方公務員の給与の実態というものを全般的な中で本当に把握した中でそれが民意だということでしたらよろしいんですけども、それを比較するのがやはりラスパイレスというところで、例えば吾妻郡の中で比べるであるとか、そういった中で、ただの感覚的ということではなく、データによった中でやっていただければよろしいかと思うんです。

私はこの3年間の中でお金がないから何々ができないという表現をしたつもりはほとんどありません。現実には18年、19年、20年と、数億円の積み立てというようなものが実際に可能だったわけでございます。これは合併の特例による措置ということにとらえておりますけれども、それはそれで後世にわたる負担というものを減らすための積み立てでありまして、ただことしの3月議会のときには、この経済危機のためにそうして積み立てたお金も必要とあらば使う必要があるのではないかと、そのようにも申し上げてきたところであります。ですので、人件費の削減が先ほどのいろいろな多方面の中から生み出す、仕事の効率化、そういったような形で生み出すことで、そしてなおかつ、やはり基本給にかかわる昇給・昇格基準をやっていく必要があると思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） ぼちぼち終わりにしたいと思いますけれども、前の議会、それと本日、この問題でこういことをすると他の自治体と著しく均衡を失すると町長は何度かおっしゃいましたが、これはどのように均衡を失するんですか。具体的にわかりやすくご説明願いたいんですけども。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどから管理職のみ支給しないというところが1点あります。それと、違法性があるかどうかの論議という中で、先ほどのところでありますけれども、地方公務員法の第24条第3項、これは職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定められなければならないと、これが我々にとってみると人事院の勧告ということになるかと思えます。

そういった人事院の勧告に準拠できるようにするには、ほかの自治体と同じように役職加算はあるものだとしていかなければ人事院勧告に準拠することが非常に難しくなるのではないかと。ですから、他の自治体と著しく均衡を失するということです。特に管理職の中では他の自治体との差は歴然といたします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 本当にぼちぼち終わりにしますけれども、町長、いろいろここでやりとりをさせていただきましたが、本当に残念に思うのは、町長、それではこの東吾妻町は人のまねをしていかなければならないのかと。町長が議員のときに私とタッグでやってきたときには、規定は破られるためにあるんだなという気持ちでやってきたと思うんですね。あの町長の意気込みは今どこへ行っちゃったのかなと思うほど残念です。あの気持ちがもし今の町長に少しでもあればこんなことにはならなかったんじゃないかなと思うんです。町長、本当にこの町を何とかしたい、この町を町民をもっともっと有利にしたいと思うならば、ぜひとも何年か前の気持ちに戻って町政を執行していただきたいと思うのが今の私の気持ちです。

ですから、こんなことで茂木町長が再議をしたということについて、私は非常に残念でならないんです。また、こんなことで再議をしたということは、本当のことを知る町民は非常に茂木町長に不信を買うと思うんです。ですから町長、本当にこの町を考え、何度も言いますけれども、町民のために一生懸命やろうとするならば、もう少し考え直していただけないかご答弁をお願いして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 規則は破られるためにある、確かにそんなところもあろうかと思えます。ただ、そうやって破っていい規則と破ってはいけない、やはり均衡を失ってしまうというのは問題があると思います。ですので、これはやっぱり一貫してラスパイレスのことだけで職員給与は語るべき。そのほかにも地域手当、扶養手当、住居手当、いろいろな形のものがありますでしょう。そういえば中之条町までは寒冷地手当がありましたね。そういったようなものを含めた中で全体を考えるべきだと思います。ですので、ある一定の管理職手当の支給を受けている者だけが役職加算がなくなるというのは余りにも不公平な形になるんだと今でも思っています。それによって住民サービスが滞る、滞るまではいかない、それよりももっといい住民サービスを役場の職員に求めるということを私は考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 時間も時間ですので、端的にお聞きしたいと思います。

100年に一度の大不況ということを常に言うわけですが、私個人的には、100年に

一度ぐらいいいことあるよね、チャンスもあるよねということで前向きに考えている次第でございます。

さて、先ほどから数字等々いろいろ出ておりますけれども、私はあえて数字等につきまは質問は避けたいと思います。ただし、この東吾妻町の町民のほとんどの方々がこの東吾妻町で商売をし、収入を得ている。そしてまた、吾妻郡内が大体中心になって生活の糧になっているのかなというふうに考えます。

そこで、14日にこの議案が可決したということでございます。それを経て、町長みずからきょうに至るまで、当然町長の権限である再議ということになったんだと思いますけれども、その間、町長の側近、またはここにいらっしゃいます課長に当然意見も求めたのかなというふうに思います。再議自体は町長が単独でもできるんでしょうけれども、その辺、私が聞きたいのは、昨年、三役、給与の削減等々行いました。そして、その中には100条委員会のパーセントはまた別としても、そういうような意味合いもあったということも聞いております。そういったものを踏まえて、今回の再議に当たって、職員からこのぐらいはしようがないんじゃないかというような意見が1人か2人はあったんじゃないかなというふうに私は思うわけでありまして。その辺が全くなかったのか、あったのか、その辺だけお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 職員の課長につきましては、この町の役員という、そういった認識で事に当たるように4月から特に強く申しております。その中での発言については、やはり昇給・昇格基準というものを基本的に考えるべきであると。この役職加算のところがバランスを失するというような意見だったように思います。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 答弁ありがとうございます。

ということは、基本的にはなかったということで解釈をしたいと思います。

私は本当に寂しいと思います。数字上で言えば町長のおっしゃること本当によくわかります。しかしながら、やはり本当にこの町、町民、いろいろな意味で、それはその辺で飯も食えないで転がっている人はまだおりませんけれども、疲弊していることは事実です。そういった中で、議会でこの間可決したということ踏まえて、やはり私とすれば真摯に受けとめなければいけないかなというふうに思っておりますので、答弁は結構でございます。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようなので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 反対討論の方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) それでは、7番、角田議員、賛成討論をお願いします。

(7番 角田美好君 登壇)

○7番(角田美好君) それでは、発委第2号につきまして賛成討論をさせていただきます。

発委第2号に関しましては、さきに5月14日の臨時議会で可決されており、議会としての結論はさきに出ています。それに対し町長は、私たち議員のとらえ方としますと、優遇された給与はもとより、労働条件の実態を顧みず、今回、再議を行った行為を理解する議員は、また町民の方がいるとは到底思えません。

町長は給与削減の考え方を二転三転させて、事実上実行を先送りしてきたことが実態であります。2年間にわたり調査、検討を重ねてきた総務委員会として、全員協議会等で調整を図り、異論も出されなかったことから、苦渋の選択ということで今回の改定案を提案してきたわけです。議会としても、さきの臨時議会で評価していただいたのが事実であります。

今回の削減内容は、現給保障の全額廃止と一般行政職の管理職手当支給者に対し、期末手当の加算分15から10%支給しているものを廃止するものです。議員としてだれも無理に職員給与を削減したいとは思っておりませんが、町財政が厳しいがゆえに町村合併もし、現在の町の厳しい状況の中では、今回程度の削減は町民目線で見るときに決して無理な措置とは思えません。むしろこれで他の自治体との給与レベルになると考えるほうが自然だと考えます。

よって、今回の条例改正に賛成をいたします。

以上です。

○議長(一場明夫君) 反対討論の方はいますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 賛成討論の方はいますか。

11番、上田議員。

(11番 上田 智君 登壇)

○11番(上田 智君) 賛成討論をさせていただきます。

先ほどの質問等におかれましては、執行者、町長のほうから人事考課、それから職務職階制の改正によって95に下げたいというようなお話がありましたが、この問題についてはもっと前に当然出されて議論をすべきものというふうに考えています。今回、この現給保障、それから役職加算の廃止、これとは到底違ったものというふうに私はとらえております。

ましてや、数回にわたって従前から総務委員会で論議をして、その採決が苦渋の選択として全会一致というような形で総務委員会から上がってまいりました。議会運営委員会としても、当然総務常任委員会に議会の皆さん方がその内容について付託をしてそのような結果になりましたので、私としては先ほど町長が申し上げた答弁の内容とはまた別に判断をしていただいて、今回の再議については重く受けとめて賛成をしていきたいと思っておりますので、皆さんについてもよろしくお願いたします。

○議長(一場明夫君) 反対討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 賛成討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) ほかに討論なしと認めます。

お諮りいたします。これから第4回臨時会発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の再議の件についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この場合、さきの議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。出席議員は16人であり、その3分の2は11人です。

本件を、さきの議決のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(一場明夫君) ただいまの起立者は3分の2に達しません。

したがって、第4回臨時会発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の再議の件については、5月14日の議決のとおり決定することは否決されたので、廃案となりました。

ここで休憩いたします。

再開を2時25分といたします。

(午後 2時08分)

(午後 2時25分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

◎第4回臨時会発委第3号再議の件

○議長（一場明夫君） 日程第5、第4回臨時会発委第3号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の再議の件についてを議題とします。

5月14日に議決した第4回臨時会発委第3号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例は、町長から地方自治法第176条第1項の規定によって再議に付されました。

町長から再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長（茂木伸一君） 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の再議の件につきましてご説明を申し上げます。

現給保障につきましては、人事院勧告における平成18年度の給与構造改革の中で、民間において実施されている激減緩和措置も考慮され、大幅に給与が減額されることによる職員の急激な生活の変化を避ける措置として制度化されました。

しかし、平成20年第1回定例会において、町財政の悪化のみを理由として町提案の削減率を大幅に修正議決され、現在の70%削減となっております。

今回委員会提案の条例廃止については、地方公務員法第14条の情勢適応の原則及び同法第24条第3項の給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準にもとり、国・県及び他自治体との均衡を著しく失することから再議を請求するものでございます。

慎重なご審議をお願い申し上げて提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願

いたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。これから、第4回臨時会発委第3号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の再議の件についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この場合、さきの議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。出席議員は16人であり、その3分の2は11人です。

本件を、さきの議決のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（一場明夫君） ただいまの起立者は3分の2に達しません。

したがって、第4回臨時会発委第3号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の再議の件については、5月14日の議決のとおり決定することは否決されましたので、廃案となりました。

◎議案第1号～議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成21年5月1日の人事院勧告の特例措置を準用し実施するもので、議会の議員の平成21年6月期の期末手当の支給率を0.2カ月引き下げ、1.90カ月とするものでございます。

なお、適用は平成21年6月1日からでございます。

続きまして、議案第2号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成21年5月1日の人事院勧告の特例措置を準用し実施するもので、町長、副町長の平成21年6月期の期末手当の支給率を0.2カ月引き下げ、1.90カ月とするものでございます。

なお、適用は平成21年6月1日からでございます。

続きまして、議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成21年5月1日の人事院勧告の特例措置を準用し実施するもので、一般職員の平成21年6月期の期末手当の支給率を0.15カ月、勤勉手当を0.05カ月、合計0.2カ月引き下げ、1.95カ月とするものでございます。

なお、適用は平成21年6月1日からでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(渡辺三司君) それでは、説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど提案理由で申し上げましたように、平成21年5月1日の人事院勧告の特例措置を準用する形で実施するものでございます。

議案第1号、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

一番最後のページになりますけれども、附則に1項を追加し、第5項として、6月に支給されます率を「100分の210」を「100分の190」にするものでございます。

適用につきましては平成21年6月1日からでございます。

次に、議案第2号について説明させていただきます。

これも一番最後に新旧対照表がございますけれども、旧、右側では施行期日のみを記していましたが、今回、附則第1項とし、同項に見出しとして施行期日を付し、特例措置の項を加えたものでございます。

6月に支給されます率、適用日につきましては、議案第1号と同じでございます。

次に、議案第3号について説明させていただきます。

これも一番最後に新旧対照表がございますけれども、この内容といたしましては、第11項に特例措置の項目を設け、6月に支給されます率を、一般職では期末手当として「100分の140」を「100分の125」、勤勉手当として「100分の75」を「100分の70」に、管理職の期末手当として「100分の120」を「100分の110」、勤勉手当として「100分の95」を「100分の85」にするもので、再任用職員の期末手当の率は一般職と同じで、勤勉手当については「100分の35」を「100分の30」、特定幹部職員にあつては「100分の45」を「100分の40」にするという内容でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

初めに、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例につ

いてを採決いたします。

議案第2号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成21年第5回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2時40分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 青柳 はるみ

署名議員 須崎 幸 一

署名議員 浦野 政 衛